

狛江市教育委員会と公益財団法人子ども教育支援財団との連携協力に関する協定書調印式

【日 時】 平成 30 年 5 月 1 日（火） 午後 4 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

【場 所】 特別会議室

【出席者】

子ども教育支援財団

大橋博理事長、前田千尋事務局長、塚越絵美子、天羽英美子

狛江市教育委員会

有馬教育長、佐藤教育長職務代理者、平林教育部長、柏原教育部理事兼指導室長、
小坂統括指導主事、石川教育研究所次長、山村、金谷

【調印式内容】

1. 開式
2. 出席者紹介
3. 協定の趣旨説明
4. 協定書署名
5. 公益財団法人子ども教育支援財団理事長あいさつ
6. 狛江市教育委員会教育長あいさつ
7. 閉式
(閉会后、質疑応答)



狛江市教育委員会と公益財団法人こども教育支援財団との連携協力に関する協定書

狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と公益財団法人こども教育支援財団（以下「教育支援財団」という。）は、連携して学校教育と地域における多様な学習活動を支援することにより、子どもの健全な育成及び生きる力の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨及び目的）

第1条 教育委員会及び教育支援財団は、相互の信頼関係に基づき、密接な連携協力を推進することによって、教育支援活動及び教育相談の推進及び教職員の資質・能力の向上に努め、もって狛江市及び教育支援財団の教育事業の充実・発展を図るものとする。

（連携の内容）

第2条 教育委員会及び教育支援財団は、前条の目的を達成するため、次の事項において連携、協力する。

- （1）教育活動に対する支援に関すること。
- （2）教育相談に対する協力に関すること。
- （3）教職員の資質向上に関すること。
- （4）その他教育委員会及び教育支援財団が必要と認めた事項

（機密情報の保持）

第3条 教育委員会及び教育支援財団は、本協定に基づき知り得た相手方の機密情報を相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の期間が終了した後も有効に存続する。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成30年5月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに教育委員会又は教育支援財団から書面による本協定を終了させる旨の申出がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 教育委員会、教育支援財団のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、教育委員会及び教育支援財団が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（雑則）

第6条 教育委員会及び教育支援財団は、本協定に定めのない事項及び本協定の運用等にあって生じた疑義に関する事項については、信義誠実の原則に従い、その都度協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月1日

狛江市教育委員会教育長

有馬 守一

公益財団法人こども教育支援財団理事長

大橋 博